

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 8 日現在

機関番号：34504

研究種目：基盤研究(B)

研究期間：2011～2013

課題番号：23402054

研究課題名(和文) コモンズの管理権をめぐる多様なアクターの正当性：日中欧での調査研究と実験的検討

研究課題名(英文) Legitimacy of various actors around rights to manage commons: Researches and Experiments in Japan, China, and Europe

研究代表者

野波 寛 (NONAMI, Hiroshi)

関西学院大学・社会学部・教授

研究者番号：50273206

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 11,400,000円、(間接経費) 3,420,000円

研究成果の概要(和文)：コモンズの管理では、誰がコモンズの管理権を持つべきか、権利の根拠は何かについて、アクター間で合意が求められる。本研究ではコモンズ管理をめぐる自他の権利に対する承認可能性を正当性と定義し、沖縄県と内モンゴルにおける調査研究、ならびにゲーミングによる実験結果をもとに、正当性を検討することの学術的・実践的価値を論じた。沖縄での調査は、正当性の判断にあたり制度的基盤が認知的基盤を阻害することを示した。内モンゴルでの調査結果は、牧草地に対する評価の差異によりアクター間で正当性の不一致が生じることを示した。“誰がなぜゲーム”の結果は、アクター間の合議が正当性の相互承認構造を変化させることを示した。

研究成果の概要(英文)：Actors around the commons have to make a consensus on who should be approved rights to manage them, and on what are reasons or values to prove the rights in order to manage commons. This study defined legitimacy as approvability of others' or one's own rights to manage commons and discussed on theoretical or practical means for investigating the legitimacy based on results of surveys in Okinawa prefecture, Inner Mongolia autonomous region, and experiments using a simulation gaming. The surveys in Okinawa revealed that institutional substance like legality interfered on perceived substance such as trustworthiness to judge legitimacy. Another research in Inner Mongolia indicated inconsistency of legitimacy among actors in accordance with their different evaluation of grass-land. Moreover, results of a simulation gaming "Who & Why Game" revealed that deliberate among actors shifted their mutual approval structure of legitimacy.

研究分野：社会心理学

科研費の分科・細目：社会心理学

キーワード：正当性 コモンズ 権利 沖縄 内モンゴル自治区 シミュレーション・ゲーミング

1. 研究開始当初の背景

わが国では近年、様々な公共サービス供給に関わる政策や制度の決定を、一般市民や企業、NGO といった多様なアクターの合議にもとづく共同統治（ガバナンス）へ移行する動きが見られる。これらは、多様な市民による社会の共同統治システムである社会的ガバナンスの興隆ととらえられる。

しかし、多様な人々が関与する社会的ガバナンスの進展過程では、ガバナンスへの参加権や決定権をどのようなアクターに承認もしくは否認するかの判断において、アクター間に不一致が生じやすい。その例として、たとえばわが国において新石垣空港建設の際に漁業従事者・住民・行政の間で発生した係争（熊本, 1999）、3.11 後の宮城県における漁業権の開放をめぐるの県漁協と自治体行政の係争（小松, 2011）などが挙げられる。

わが国におけるこうした現況を背景として、本研究ではコモンズ（共有財）の管理に関わる多様なアクターの権利を社会心理学的視点から検証した。

2. 研究の目的

(1) コモンズ管理における正当性の検証

多様な人々の利害に関わる政策や制度を円滑に決定・運用する上では、当該の制度によって何らかの影響を受ける様々なアクター間で、制度の決定ないし運用を行う権利を誰にどのような根拠から承認するかについて、判断を一致させる必要がある。

資源の適正管理のために自他の行動へ一定の統制を加える権利と定義されるコモンズの管理権を、人々は誰にどのような根拠から承認するのだろうか。この検証は、上記のような自然資源の管理をめぐるアクター間の係争を低減し、コモンズの管理制度を円滑に機能させる上で重要と考えられる。本研究では野波ら（野波・加藤・中谷内, 2009; 野波・加藤, 2010）に沿って、自己を含む各アクターに対する何らかの理由・価値にもとづくコモンズの管理権への承認可能性を、正当性（legitimacy）と定義した。

本研究の目的は、コモンズの管理に関わる多様なアクター間での正当性の相互承認構造、ならびに正当性の承認に関する認知過程を検討することであった。

(2) 正当性を規定する 2 種の基盤

先述のように権利の承認可能性と定義された正当性の規定因としては、制度的基盤と認知的基盤が想定できる。前者は、個人の主観的な判断の外側に存在する法規的ないし政治的、社会的な規範に依拠した準拠枠である。これにもとづいて人々が自他の正当性を判断する過程では、個人的な信念や価値観よりも多数者による集合的合意が重視される。後者は、自他の好ましさや望ましさへの主観的評価に依拠した準拠枠である。この準拠枠にもとづく正当性の評価は、集合的合意の予測よりも個人の信念や価値観を前提とした、

自他の権利の根拠に関する判断過程となる。

(3) 正当性に関する研究の意義

法規的または社会的な規範によって所有者が定められた私有財は、その所有者に管理権や利用権が承認される。しかし所有者の存在しないオープン・アクセスな資源では、正当な利用者や管理者が誰であるかが制度的基盤から規定されにくく、各アクターの好ましさや信頼性といった主観的な評価から正当性が判断される傾向が高まる。これら認知的な基盤は、正当性に関する多様な人々の判断を収束させる影響力が制度的基盤よりも低い場合、アクター間で正当性の相互評価に差異が発生しやすい。

正当性に関する以上の概観が示すように、多様なアクターが関与するコモンズには、その管理権の所在をめぐるアクター間に係争が発生し、適正管理を目指す合意形成が阻まれる構造が存在する。コモンズの適正管理を含む、多様な人々の利害に影響を及ぼす社会的決定は、公共政策の一種である。コモンズの管理権をめぐる正当性の検証は、学術・実践の両面において公共政策の円滑な決定と運用を目指す社会的ガバナンス構築への寄与をなすだろう。

3. 研究の方法

上記の研究目的を達成するため、本研究では以下の 3 種の研究方法を採用し、コモンズ管理をめぐる正当性とその基盤の解明を目指して多面的アプローチを試みた。

(1) 沖縄県における量的調査

本研究における第一の研究対象は、沖縄県の赤土流出問題に関わるアクターである。沖縄県におけるサンゴ礁の沿岸海域（ラグーン）は現地では“イノー”と呼ばれ、重要な観光資源・漁業資源とされる。赤土流出問題とは、造成地および農地から流出した土壌がイノーにダメージを及ぼすことから発生する生態的ないし経済的な問題である。

沖縄本島中部の恩納村では、赤土流出源となり得る造成事業が村内で立案されると、主に村行政職員・漁業協同組合（恩納村漁協）関係者・一般住民によって協議会が設立され、事業者に対する赤土流出防止策の要請や、造成現場の巡回監視を行っている。本研究では恩納村の住民を対象として、赤土流出対策の決定権に関する多様なアクターの正当性の評価を訊ねるアンケート調査を実施した（有効データ $N=188$ ）。

(2) 中国における質的調査

本研究では第二に、中国内モンゴル自治区において、砂漠化防止と窮民対策を目的に導入された生態移民政策へ焦点をあてた。中国中央政府の主導で 2000 年に導入された生態移民政策は、砂漠化の原因が牧民による家畜の過放牧であるとの前提のもと、牧民に牧畜を廃業させて都市部へ移住させ牧草地を行政の管理下に置くもので、内モンゴル自治区において現在も継続中である。内モンゴル自

治区における牧草地は、中華人民共和国の成立以前は主にモンゴル民族から成る牧民が共同管理するオープン・アクセスなコモンズであったが、生態移民政策の導入以後、行政による集権的管理の下へ移行しつつある。

本研究ではこのような状況を踏まえ、牧草地の管理権をめぐる牧民(12名)・行政職員(5名)・都市住民(8名)というアクター3種の間での正当性の相互承認構造(図1参照)について、半構造化面接法によるインタビュー調査を行った。

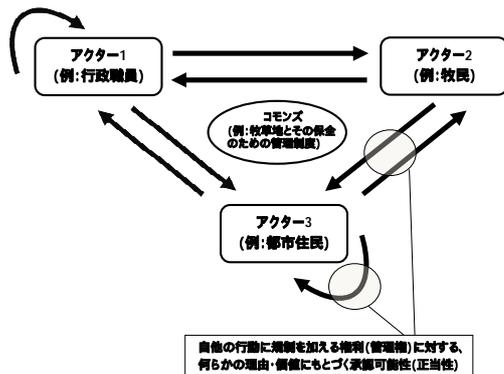


図1 コモンズの管理権をめぐる正当性の相互承認構造(例)
注) 図中では、自他の権利の正当性に対する相互承認を3種のアクター間で例示。アクターの数と種類は、個々の事例に応じて変化する

(3) ゲーミングによる実験的研究

上記のような調査的研究による知見を援用し、コモンズの管理権をめぐる多様なアクター間での正当性の相互承認構造を実験室内に再現することを目的として、「誰がなぜゲーム(Who & Why Game: W²G)」を開発した。W²Gは、公共政策の決定権をめぐる熟議およびそれを通じた合意形成の過程を人々に模擬体験させることを目的とする参加体験型の実験・教育用シミュレーション・ゲーミングである。本研究では男女大学生のプレイヤーを募り(有効データ N=391)、公共政策の是非に関わる4種のアクターを設定したW²Gを実施し、正当性の相互承認構造を実験室実験によって描出することを試みた。

4. 研究成果

(1) 恩納村における調査結果

沖縄県恩納村の住民を対象として、赤土流出対策の決定権に関する村行政職員・恩納村漁協組合員・一般住民・協議会の正当性を訊ねる調査を行った(野波・加藤, 2012)。正当性の制度的基盤としては法規性、さらに認知的基盤としては信頼性のほか、信頼の規定因とされる専門性と誠実性ならびに類似性を取り上げた。

アクター4種の正当性に対して法規性および信頼性・専門性・誠実性・類似性の中心化得点を一括投入する重回帰分析を行い(モデル1)さらに法規性および信頼性・専門性・誠実性・類似性それぞれとの交互作用を検討するため、これらの各変数を乗算した変数を加えた重回帰分析を行った(モデル2)。表1

はその結果である。

表1 アクター4種それぞれの正当性に対する重回帰分析結果

	村行政職員の正当性		恩納村漁協組合員の正当性		一般住民の正当性		協議会メンバーの正当性	
	モデル1	モデル2	モデル1	モデル2	モデル1	モデル2	モデル1	モデル2
法規性	0.46***	0.50***	0.47***	0.44***	0.63***	0.63***	0.58***	0.61***
信頼性	0.25**	0.29**	0.20*	0.18*	0.32***	0.39**	0.37***	0.38***
専門性	-0.05	-0.04	0.03	0.04	0.02	-0.01	-0.08	-0.05
誠実性	0.11	0.09	0.05	0.07	-0.04	-0.05	-0.01	-0.09
類似性	0.04	-0.09	0.10	0.11	0.13*	0.13*	-0.08	-0.04
法規性×信頼性		-0.26**		-0.01		-0.18*		-0.27**
法規性×専門性		-0.17†		0.05		-0.01		0.09
法規性×誠実性		-0.04		0.10		-0.07		-0.13
法規性×類似性		0.10		-0.13		0.15		0.20*
標準化R ²	0.34***	0.37***	0.49***	0.49***	0.53***	0.56***	0.47***	0.51***
R ²		0.03*		0.00		0.03*		0.04*

Note: 数値はβ係数および重決定係数。†p<0.05, **p<0.01, ***p<0.001

村行政職員と一般住民、および協議会メンバーの正当性に関しては、いずれもモデル1よりモデル2の決定係数が有意に上昇し、法規性と信頼性の負の交互作用が認められた。これら3種のアクターの法規性を高く評価する人々では、低い人々よりも、各アクターへの信頼性によって正当性が促進される傾向が低下することが明らかになった。これにより、認知的基盤から正当性への影響に対する制度的基盤の干渉効果が示された。

この結論から、野波・加藤(2012)は以下のように提起する。コモンズの管理権を何者に承認するかについては、法規などの制度的基盤を整備することで各アクターの判断を収束させ、コモンズ・ジレンマの解決を図ることができる。しかし、制度的基盤のみに偏重して特定アクターの管理権が根拠づけられた場合、制度的基盤以外の正当性の根拠に対する人々の熟慮が低下する。これを防ぐには、コモンズの管理権の所在とその根拠を定める制度システムに、変動可能性が保証される必要がある。制度的基盤が個々のアクターの提起によって変動可能ならば、それにもとづく権利の正当性も変動可能と認知され、信頼性などの認知的基盤から自他の正当性を再考する人々の動機も維持されるだろう。

(2) 内モンゴル自治区における調査結果

内モンゴル自治区における牧民・行政職員・都市住民という3種のアクターを対象にインタビュー調査を行った。図2は、野波・蘇米雅・ハス額爾敦・坂本(2013)で明らかにされた、牧草地の管理権をめぐる牧民・行政職員・都市住民の間での正当性の相互承認構造である。

牧民と行政職員はいずれも、都市住民が牧草地の管理に関与する権利の正当性を否認した。都市住民自身も自らの正当性を否認しており、三者には都市住民の正当性を否認する点で合意が成立していた。しかし牧民と行政職員の間では、まず牧民が歴史性や専門性といった認知的基盤にもとづいて自らの正当性を承認する一方で、行政職員は法規上の未整備という制度的基盤から牧民の正当性を否認した。これに対して行政職員は、政治的強制力という制度的基盤で自らの正当性を承認したが、牧民は専門性という認知的基盤から彼らの正当性を否認した。牧民は自他の正当性を評価する上で認知的基盤を重視

するが、行政職員による重点は制度的基盤にあり、この二者は正当性の判断にあたっての基盤が異なるとともに、相互の正当性の承認にも不一致が生じていた。

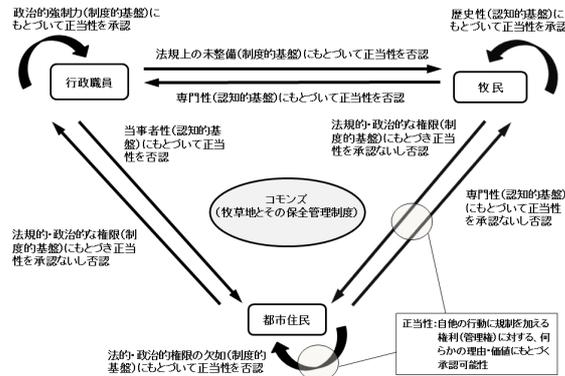


図2 コモンズとしての牧草地の管理権をめぐる牧民・行政職員・都市住民の間での正当性の相互承認構造

野波ほか (2013) はこの結果について、以下のように考察する。牧畜を生活基盤とする牧民は、牧草地を牧畜に利用しつつ、同時に植生の維持を図る能力や知識を管理者に求める。しかし牧草地を生活の場とせず、砂漠化やその対策としての生態移民政策に職務上から関与する行政職員は、牧草地管理の目的を砂漠化防止のみに固定しやすい。この結果彼らは、正当性の判断にあたって法規的・政治的な規定などの制度的基盤を重視することになる。コモンズはそこに関わる各アクターがそれぞれ異なる価値づけを行うという重層性を持つが、牧草地に対する価値評価の差異が、牧民と行政職員による正当性の判断にも差異をもたらしたと考えられる。

さらに、都市住民が自己の正当性を否認した点も重要な示唆である。コモンズの管理へ関与しようとするアクターには、コモンズについて様々な情報を集め思考するコストが必要になる。しかし、コモンズとの関わりが小さい非当事者には、コモンズ管理を当事者へ委ね自らの権利を放棄することで、上記のコストを回避する傾向が生じやすい。すなわち非当事者は、コモンズ管理に関する積極的な思考そのものを放棄することで、当事者や行政などの正当性を承認しやすい。野波ほか (2013) は、こうした認知傾向を「消極的当事者主義」と呼称した。

以上の結果をもとに、重層的価値を持つコモンズの管理を円滑に進める上で、それぞれの価値に依拠したアクター同士が相互の価値評価を共有するため、アクター間で直接的な議論を行う熟議 (deliberate) の設定が重要であると結論された。

(3) ゲーミングによる実験結果

野波 (2011) は「誰がなぜゲーム (Who & Why Game: W²G)」を開発した。W²G は、コモンズの管理権をめぐる正当性の相互承認構造 (図1と2参照) を実験室内に再現し、公共政策の決定権をめぐる合議およびそれを通じた合意形成の過程を模擬体験させる

ことを目的とする参加体験型の実験・教育用シミュレーション・ゲーミングである。

野波 (2011) は、熊本 (1999) をもとに、新石垣空港の是非をめぐる地元住民・一般住民・環境団体・行政職員というアクター4種が各自の意見を表明するシナリオを設定した W²G と、その改訂版である W²G の実施結果を報告した。

W²G の場合、プレイヤーは 8~12 名 1 組でグループを編成する。以下、次のような 4 つのステージに沿ってゲームが進行する。

- 第1ステージ:** プレイヤーは、先述のシナリオを読了する。その後、シナリオで設定された 4 種のアクターを、空港建設の是非を決める権利があると考えられる順に 1~4 位で順位化し、それぞれの順位の根拠を記述する。
- 第2ステージ:** プレイヤーは 4 種のアクターいずれかに割り当てられ、それぞれの立場でアクター4種の順位化とその根拠を記述する。
- 第3ステージ:** アクター4種いずれかに割り当てられたプレイヤー同士がおよそ 10 分間の討議を行い、各アクター内部でアクター4種の順位化とその根拠に関する合意を作る。
- 第4ステージ:** 第3ステージにおいて各アクター内部で合意されたアクター4種の順位とその根拠について、すべてのアクターすなわちプレイヤー全員で相互に報告を行う。さらに、全員でおよそ 15 分の討議を行い、全員が合意できるアクターの順位を決定する。

第4ステージにおける熟議の前後で質問紙を配布し、その回答を比較することで、アクター同士が直接話し合う熟議が正当性の評価へ及ぼす効果について、定量的な分析が可能となる。このような時系列的な分析は調査的研究では困難であり、ゲームを用いた実験室実験の利点と言える。

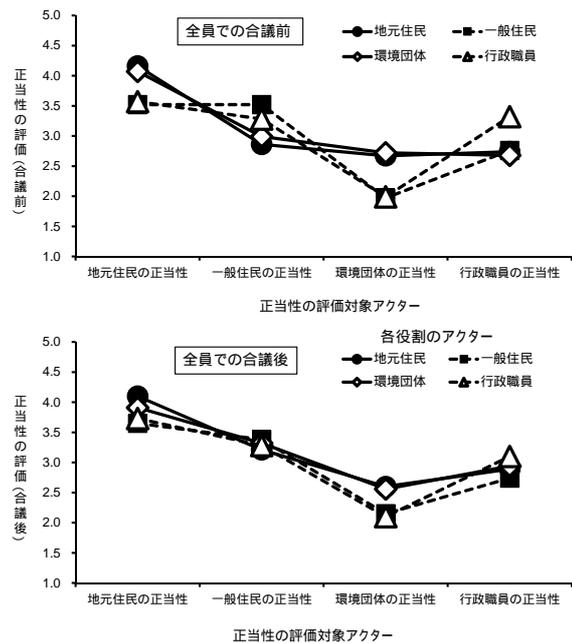


図3 コモンズとしての牧草地の管理権をめぐる牧民・行政職員・都市住民の間での正当性の相互承認構造

図3は、各アクターによる自他の正当性に

対する相互評価（5段階評価）を、全員での合議前後で示したものである。合議前にはアクター間で自他の正当性に対する評価が拡散していたが、合議後には地元住民＞一般住民＞行政職員＞環境団体という順位で、正当性の評価が収束した。

ゲーム上で、空港建設の是非をめぐって地元住民と環境団体は反対、一般住民と行政職員は賛成と描出され、アクター間でそれぞれの意見が対極となるように設定されていた。意見が一致しないにもかかわらず、アクター間で正当性の相互評価が収束したことは、各アクターによる正当性の評価基準が合議を通じて、意見の内容ではなく、当事者あるいは非当事者といったアクターの立場を重視した評価へとシフトしたことを示す。人々が正当性を判断する基準が、相互の合議を通じて変化することが、W²G の実施結果より明らかになった。

（4）本研究の知見をもとした提起

沖縄県恩納村および内モンゴル自治区での調査研究、ならびにゲームを用いた実験研究の結果より、野波ほか（2013）や野波・土屋・桜井（印刷中）は、以下の提起を行った。

多様なアクターが合議にもとづいて公共政策の決定・運用を共同的に進める社会的ガバナンスの場面では、政策の決定権の所在とその根拠について、アクター間の合意形成すなわち正当性の相互承認における一致をはかることが重要になる。その際、一部のアクターが自らの積極的な関与を放棄し、当事者や行政などに決定をゆだねる消極的当事者主義の発生を抑制しなければならない。たとえば原発稼働の是非には、原発立地地域の住民が当事者として関与するのは無論だが、遠隔地の都市住民も電力の消費者として関与する立場にある。原発稼働の是非を決定するために様々なアクターが合議を行う際には、そこへ参加する権利と機会が、原発立地地域の住民と都市住民のいずれにも保障されなければならないし、また都市住民における消極的当事者主義の発生を抑制することも、原発再稼働に関する社会的ガバナンスを進展させる上で重要な課題である。コモন্ズの管理をめぐるとの正当性の承認過程やアクター間での相互承認構造を描出する本研究の試みは、社会的ガバナンスの進展に資する基礎的研究と見なすことができる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計10件)

野波寛・土屋博樹・桜井国俊（印刷中）
NIMBYとしての在日米軍基地をめぐるとの多様なアクターの正当性。実験社会心理学研究, 54(1)。(査読有)

大友章司・広瀬幸雄（印刷中）震災後の買い溜め、買い控え行動の消費者の心理プロセスの検討。心理学研究, 84(6)。(査読有)

野波寛・蘇米雅・ハス額爾敦・坂本剛 2013
コモন্ズとしての牧草地の管理権をめぐるとの正当性の相互承認構造: 内モンゴル自治区における牧民・行政職員・都市住民の制度的基盤と認知的基盤。実験社会心理学研究, 53(2), 116-130。(査読有)

野波寛 2013 正当性への視点をもたらす研究と実践: 海と草原とゲームからガバナンスにおける権利を問う。コミュニティ心理学研究, 17(2), 131-144。(査読有)

野波寛・加藤潤三 2012 法規性は正当性に対する信頼性の影響を阻害する? : 沖縄県におけるコモন্ズの管理権をめぐるとの多様なアクターの制度的基盤と認知的基盤。社会心理学研究, 28, 1-12。(査読有)

田代豊・伊良皆啓・アリファテヘルアリム 2012 沖縄島北部地域における「大地の遺産」としての自然環境資源情報。名桜大学総合研究, 20, 39-45。(査読有)

加藤潤三・野波寛 2012 格差型ジレンマ構造における地域住民の責任帰属認知と環境配慮行動の関連: 沖縄県の赤土流出問題をめぐるとのステークホルダー間の比較。沖縄国際研究, 4(2), 47-64。(査読有)

野波寛 2011 コモন্ズの管理と公共政策に関わる多様なアクターの権利: 正当性の相互承認構造に関する実証と教育を目的とした「誰がなぜゲーム」の開発。シミュレーション&ゲーミング, 21, 115-124。(査読有)

野波寛 2011 コモন্ズとしての水環境に関わる多様な人々の意思決定と合意形成過程: 社会心理学・環境社会学による検証。水環境学会誌, 34(A), 11, 336-340。(査読有)

Ohtomo, S., Hirose, Y., & Midden, H. 2011. Cultural differences of a dual-motivation model on health risk behaviour. Journal of Risk Research, 14, 85-96。(査読有)

〔学会発表〕(計18件)

野波寛 公共政策の決定権は誰にある? : 沖縄と内モンゴルでの迷惑施設をめぐるとの多様なアクターの正当性。日本社会心理学会第54回大会論文集, WS。(企画・司会: 野波寛, 話題提供者: 野波寛・ハス額爾敦・大友章司, 指定討論者: 三俣学・箕浦一哉) 2013年11月3日(沖縄国際大学)

坂本剛・野波寛・蘇米雅・ハス額爾敦・大友章司・田代豊 コモন্ズ管理の正当性における当事者・非当事者の相互承認構造: 内モンゴルの草原管理を事例として。日本社会心理学会第54回大会発表論文集, 133. 2013年11月3日(沖縄国際大学)

野波寛・坂本剛・大友章司・田代豊 地層処分場の決定権をめぐるとの多様なアクターの正当性: “誰がなぜゲーム/NIMBY版”における当事者と非当事者に情報環境が及ぼす影響。日本社会心理学会第54回大会発表論文集, 103. 2013年11月2日(沖縄国際大学)
MAEDA, H., HIROSE, Y., OHUMA, S.,

SATO, K., NONAMI, H., SUGIURA, J., & OHTOMO, S. Procedural fairness and social acceptance of the Deliberative Poll on future energy and environmental policy, 10th Biennial Conference on Environmental Psychology 2013 年 9 月 24 日 (Otto-von-Guericke-University, Magdeburg, Germany)

Ohtomo, S. The effects of environmental priming on energy saving behavior, 10th Biennial Conference on Environmental Psychology 2013 年 9 月 23 日 (Otto-von-Guericke-University, Magdeburg, Germany)

坂本剛・野波寛・大友章司・田代豊・蘇米雅・ハス額ル敦 政策の受容と正当性評価：内モンゴルの草原管理政策における行政の法規性と信頼性の検討. グループ・ダイナミクス学会 60 回大会発表論文集, 66-67. 2013 年 7 月 15 日 (北星学園大学)

野波寛・坂本剛・田代豊・大友章司 迷惑施設の決定権承認に情報環境が及ぼす影響：“NIMBY<地層処分場>版・誰がなぜゲーム”における多様なアクター. グループ・ダイナミクス学会 60 回大会発表論文集, 52-53. 2013 年 7 月 14 日 (北星学園大学)

坂本剛・田代豊・野波寛 公共政策に関わる集団討議と多様なアクターの正当性評価：コモンズ管理の“誰がなぜゲーム”における討議の効果. 日本教育心理学会 54 回総会, PE-094. 2012 年 11 月 24 日 (琉球大学)

野波寛 海・草原から原発まで、公共財の管理権は誰にある？：権利の承認可能性としての正当性. 日本社会心理学会第 53 回大会論文集, WS23. (企画・司会：野波寛, 話題提供者：野波寛・大友章司・坂本剛・田代豊) 2012 年 11 月 18 日 (つくば国際会議場)

坂本剛・野波寛・ハス額ル敦・蘇米雅 正当性の評価と手続き的公正感が行政への協力意図に及ぼす影響：内モンゴルの草原管理を事例として. 日本社会心理学会 53 回大会発表論文集, 420. 2012 年 11 月 18 日 (つくば国際会議場)

野波寛・大友章司・坂本剛・田代豊 NIMBY 問題における政策決定者の正当性：当事者・非当事者による判断に情報環境が及ぼす影響. 日本社会心理学会 53 回大会発表論文集, 27. 2012 年 11 月 17 日 (つくば国際会議場)

野波寛・坂本剛・田代豊・大友章司 迷惑施設の決定権承認に情報環境が及ぼす影響：“NIMBY<地層処分場>版・誰がなぜゲーム”における多様なアクターの正当性. 日本グループ・ダイナミクス学会第 59 回大会発表論文集, 52-53. 2012 年 9 月 22 日 (京都大学)

大友章司・広瀬幸雄 東日本大震災後、日本の心理学はリスクとどう向き合えばいいのか. 企画・話題提供者, 日本心理学会

76 回大会 WS107, 2012 年 9 月 13 日 (専修大学)

Ohtomo, S. Effect of multiple self-efficacies on intentional and reactive motivations for unhealthy eating. 26th Conference of European Health Psychology Society. 2012 年 8 月 24 日 (Diplomat hotel, Prague, Czech Republic.)

野波寛 公共政策の管理権をめぐる多様なアクターの正当性：“NIMBY<高レベル放射性廃棄物処理施設>版・誰がなぜゲーム”による検証. 日本シミュレーション & ゲーミング学会大会論文報告集 2012 年春号, 63-64. 2012 年 6 月 2 日 (流通経済大学)

G. Sakamoto, H. Nonami, & Hasieerdun The acceptance process of management of the commons. International Conference on Eco Life and Industrial Sustainable Development. 2011 年 11 月 10 日 (台湾)

坂本剛・野波寛・ハス額ル敦 草原管理方法の評価・受容プロセスへ伝統的知識の有無が与える影響の検討, 日本社会心理学会第 52 回大会発表論文集, 178. 2011 年 9 月 19 日 (名古屋大学)

Ohtomo, S. Nonami, H., Hirose, Y. (ほか 2 名) Enhancing acceptance of social decisions by procedural fairness and trust: The moderating role of issue importance, 20th SRA-Europe Meeting, 129. 2011 年 6 月 6 日 (EU-VRI, Stuttgart, Germany)

[図書](計 1 件)

野波寛 2012 「自分が決める、みんなが決める：意思決定と合意形成の心理学」安藤香織・杉浦淳吉編著『暮らしの中の社会心理学』, 67-77, ナカニシヤ出版

6. 研究組織

(1) 研究代表者

野波 寛 (NONAMI, Hiroshi)
関西学院大学・社会学部・教授
研究者番号：50273206

(2) 研究分担者

田代 豊 (TASHIRO, Yutaka)
名桜大学・国際学部・教授
研究者番号：20441959

坂本 剛 (SAKAMOTO, Go)
名古屋産業大学・環境情報学部・准教授
研究者番号：30387906

大友章司 (OHTOMO, Shoji)
甲南 女子大学・人間科学部・准教授
研究者番号：80455815

(3) 連携研究者

()

研究者番号：